

別紙 1

仕 様 書

1 業務名称

高尾浄水場緩速ろ過池削り取り業務

2 業務場所

(削り取り)

下関市春日町 8 番 1 号 下関市上下水道局 高尾浄水場

緩速ろ過池 1、3 号池 1, 0 5 7 m²/池 (長方形)

4 号池 1, 1 0 9 m²/池 (円形)

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) まで

4 業務内容

- (1) 削り取り業務は、委託期間内で下関市上下水道局 (以下「局」という。) が指定する日時に行うこと。
- (2) 削り取り業務は、砂面上に藻及びヘドロ状の堆積物が発生している場合、ろ床をかき取る前に除去すること。その後、ろ床全体を約 1 0 mm の厚さで平たんにかき取り、特に局部的に汚れのひどい所は除去し、砂面をならすこと。かき取った砂及び堆積物等は、別途契約する「産業廃棄物 (汚泥) 収集運搬業務」受託者に引き渡すこと。
- (3) 原水流入口周辺 (インレット内) の清掃については、局担当者の指示に従い行うこと。
- (4) 業務着手前の砂面状況に異常が見られる場合は、着手前に局担当者に報告すること。
- (5) 業務完了後、局担当者が補正を必要と判断した場合は、局担当者の指示に従い、局が指定する期日までに補正すること。
- (6) 毎月の業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務の成果を記載した報告書及び業務写真を局担当者に提出すること。

5 提出書類

- (1) 作業従事者一覧表

- (2) 検便検査結果書の写し
- (3) 業務報告書（実施月毎）
- (4) 業務写真（業務前、業務中及び完了）
- (5) その他局の指定するもの

6 注意事項

- (1) 本業務実施に際し安全対策は万全を期すこと。
- (2) 業務の実施日時は、原則として、閉庁日を除いた日の午前8時30分から午後5時までとするが、履行上やむを得ない場合は、局担当者と協議の上、承諾を受けてから行うこと。
- (3) 業務中、既設構造物に損傷を与えたときは速やかに局担当者に連絡し、局担当者の指示により受託者の責任において原形復旧等すること。
- (4) 緩速ろ過池内に油類を使用する機器を入れないこと。
- (5) 電気・水道の使用は無償供与とするが、使用に当たっては局担当者の許可を得て、その指示に従うこと。その他業務に必要な機材は受託者が手配すること。
- (6) 実施毎に用具の整頓及び砂・汚泥・汚水の後始末を確実に行うこと。
- (7) 年度内に2回、局の指定する期日までに作業に従事する者（ろ過池内に立ち入り、またはろ過砂に触れる者）を対象に実施した検便検査（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及びO-157）の結果書の写しを1部局に提出すること。なお、当該検便検査については、概ね6か月ごとに実施するものとし、業務着手日までに提出が無ければ業務を行うことができない。同一の作業員が他の浄水場の緩速ろ過池削り取り業務に従事する場合、重複して提出する必要はないものとする。
- (8) 業務にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (9) 浄水場内屋外トイレを使用する際は、衛生面に注意し、汚損した場合は清掃を行うこと。
- (10) 浄水場内及び丸山町3丁目交差点から高尾浄水場までの進入道については徐行すること。
- (11) 実施にあたり、仕様書に疑義を生じた場合、または見解を異にする場合は、入札までに解決するものとし、以後の解釈は局担当者の指示に従うこ

と。

7 その他

- (1) 契約は、削り取り面積 1 m²当たりの単価で行う。
- (2) 業務の代金については、1 m²当たりの単価に実施ろ過池面積の合計を乗じて算出する。
- (3) 施設の鍵については、受託者へ預託するので、厳重に保管し、業務完了後は返却すること。
また、鍵の複製は絶対に行わないこととし、貸し出しの方法は、局担当者の指定する方法とする。
- (4) 削り取りの年間予定回数は、1、4 号池を 5 回、3 号池を 3 回ずつの合計 13 回（13 池分）とする。